鴻巣市の位置

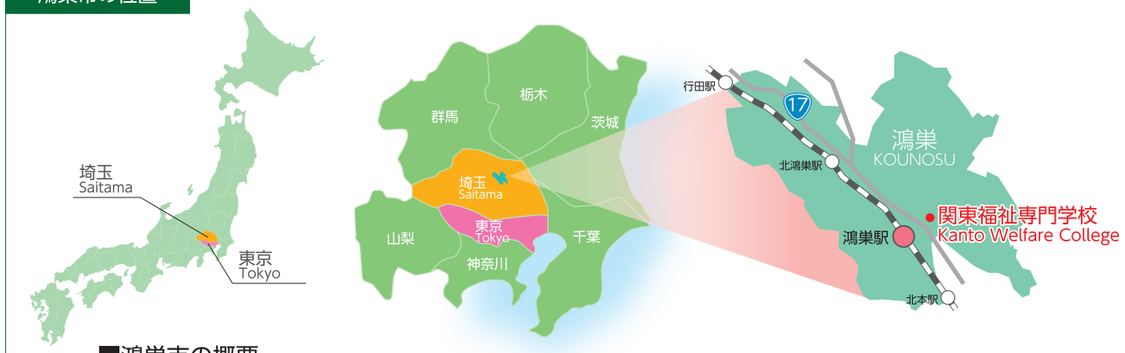

■鴻巣市の概要

鴻巣市は中山道の宿場町として栄え、現在は東京のベッドタウンでもあります。市の中心、鴻巣駅から東京都心部へは、乗り換えなしで約50分のアクセスのため大変便利です。

交通アクセス

鴻巣から各都内主要駅へは、乗り換えなしで行くことができるので便利です!

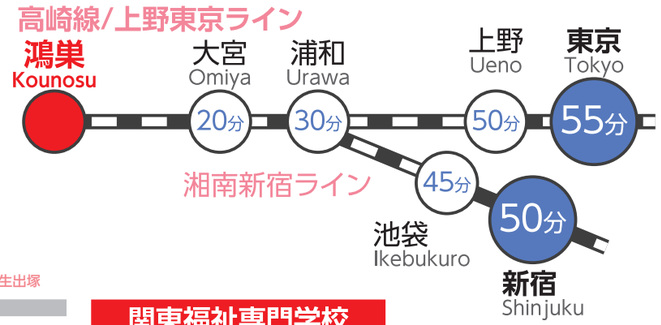

●学校周辺地図 Surrounding map

関東福祉専門学校
Kanto Welfare College

学校周辺には、コンビニ(セブンイレブン・ローソン)、ATM、スーパー、飲食店などが充実しています。

また、病院や市役所、警察署、郵便局など一人暮らしの留学生を生活面でサポートする最適な施設環境が整っています。

鴻巣市内には同じグループの運営施設があり、アルバイトもできるので、勉強との両立も可能です。

学校法人 恵済学園
関東福祉専門学校
KANTO WELFARE COLLEGE
〒365-0032 埼玉県鴻巣市中央23番10号
TEL.048-542-3000 FAX.048-542-4000
https://www.kantofukushi.ac.jp 関東福祉

「かんとうふくし」とつながろう!

facebook https://www.facebook.com/kantofukushi/
Twitter @kanto_fukushi
LINE @dbq9249c
Instagram @kanto_fukushi
E-mail nyushi@kantofukushi.ac.jp

To everyone of a student studying abroad

KANTO WELFARE COLLEGE

2021

留学生の皆さんへ

International Students

世界の中でもトップレベルの長寿国である日本において、高齢化が進むことが社会的な課題でした。これからアジアでも日本と同様に高齢化が進みます。日本ではこのような課題に対して1987年より介護福祉士という国家資格を創設してその専門性を高めてきました。

介護福祉士（介護士）とは、多角的なサポートで要介護者を支援します。

身体介護

- 着替えの補助
- 食事の補助
- 入浴の補助
- 排泄の補助

など

生活のサポート

- 調理・食事の準備
- 部屋の掃除
- 身の回りの整理整頓
- 洗濯・買い物

など

心のサポート

- 介護を受ける方及びその家族の方と介護の方針を相談
- 福祉用具・介護用品使用の指導
- 自宅での介護の注意点の助言
- 話し相手になる

など

留学生へのサポート

2017年4月1日から施行された「介護ビザ」の関係で「介護福祉士」（日本の国家資格）を目指す留学生が多くなり、日々「介護福祉士」になるための勉強と並行し、本校では週2回午後（計6時間）**日本語の授業を無償（テキスト代別）で実施しています。**卒業までに「日本語能力試験2級」を取得し、さらには1級の取得を目指すこともできます。

また、アルバイト（週28時間以内、夏休み等の長期休暇は週40時間以内）の相談や紹介、住居（ルームシェア）などの相談にも対応しています。

海外留学のための奨学金制度があります

■就職までの順序

母国　日本語能力試験N3以下 → 日本語学校 → 本　校 → 就　職

母国　日本語能力試験N2以上 → 本　校 → 就　職

※日本語授業免除

国籍も様々!!

介護福祉士は、高齢者ケアや障害者ケアの専門家です。

2016年11月18日、入管法改正により新しい在留資格に「介護」が加えられました。これによって介護福祉士の資格を有する外国人が介護業務に従事し、日本で働くことができるようになりました。

介護福祉士を目指して勉強すれば、日本の高度な介護に関する知識や技術を学ぶことができます。

2015年に本校に入学した留学生は、全員無事に卒業して、2017年4月から在留資格「介護」を持つ外国人の介護福祉士第1号として介護の現場で活躍しています。（ベトナム3名、スリランカ1名）

2020年3月卒業
（ベトナム6名、スリランカ5名、インドネシア4名、中国2名、ネパール1名）

Introduction of international students

留学生紹介

私は関東福祉専門学校で2年間学んだ後、「介護福祉士」（日本の国家資格）として「介護ビザ」を取得しました。

留学生の最初の壁は、授業や教科書レポートなど日本語についての部分です。日本語が苦手だったのですが、関東福祉専門学校では毎週月曜日と木曜日の午後、無償の日本語授業があり、基礎から勉強することができました。クラスメイトと交流することで力もつきました。母国及び入学までに日本語検定2級を取得していれば、日本語授業は免除になります。

現在は国籍や文化の違いを超え、利用者の尊厳を守り、自立支援を実践できる気づきのある介護福祉士を目指して頑張っています。

【卒業生Aさん】

メルシ バネシャ ジョセプィンさん　ラマ ロサニさん

介護ビザ（在留資格「介護」）について

日本政府が外国人の介護現場での就労を可能とするビザを認める法案を2016年11月に審議可決し、2017年9月より本格運用となりました。

「介護ビザ」を取得するためには、**日本の「介護福祉士」養成校（専門課程2年以上）を卒業し、国家試験に合格していることが要件**です。

ただし、万が一国家試験が不合格であっても**2021年度までの卒業者には条件付き（*）で「介護福祉士」として、「介護ビザ」にて就労可能です。**この制度は、2026年度まで延長される見込みです。

介護ビザは**最長5年の就労期間があり、条件が揃えば永住権を得ることができます。受入国の制限もありません。**さらに、介護ビザを持っている外国人の配偶者や子供は「家族滞在ビザ」が取得できます。

また、**外国人の労働者には日本人が受けるのと同等、それ以上の報酬が必要となります。不当に低い賃金で雇うことが出来なくなります。**

*不合格の場合の条件…5年継続して介護の業務に従事することにより、正式に「介護福祉士」の資格を得ることができます。

介護ビザ取得の流れ

1. 外国人留学生として入国
2. 介護福祉士養成施設で修学（2年以上）
3. 介護福祉士国家資格取得
4. 介護事業所で採用決定
5. 入国管理局で在留資格変更許可申請
6. 介護事業所で就労開始